



南阿蘇村地域おこし協力隊 移住・定住促進プロジェクトに、 新メンバーが加わりました♪



家族で南阿蘇村に移住したい！と検討中。阿蘇の暮らし、楽しみながら、勉強しています！



南阿蘇村畠地耕作促進補助金

この補助金は、畠地の遊休農地解消を目的とした補助金で、南阿蘇村に住所を有する農家が対象となり、下表のとおり、村内で畠地を新規で取得したり、利用権設定をした場合補助金が交付されます。村内の農業担い手など、経営規模拡大や畠地の利用促進を検討される農家は本制度を有効活用してください。



村HP

区分(台帳地目)	一筆当たりの畠地面積の範囲	10アール当たり補助金額
畠	500m ² 以下	5,000円
	501m ² ～1,000m ²	4,000円
	1,001m ² 以上	3,000円

南阿蘇村農地集約促進補助金

この補助金は、南阿蘇村に住所を有する農家が対象となり、下記表のとおり、南阿蘇村の農地(田、畠)を新規で取得したり、利用権設定をした場合で、50a以上農地集約ができた農家へ補助金が交付されます。令和5年度改正により農地所有者も対象となります。



村HP

区分(台帳地目)	所有権の移転または利用権設定の期間	10アール当たり補助金額
田	3年以上	5,000円
畠	3年以上	2,500円

上記の2つの補助金について内容などご不明な点は農業委員会事務局までお尋ねください。

〈問い合わせ〉農業委員会事務局 TEL0967(67)2707